

仕様書

1. 業務名

技術開発部門長（CTDO）採用支援業務

2. 業務の目的・趣旨

国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）創薬戦略推進機構（以下「本機構」という。）では、本学の強みを生かし、基礎研究から臨床試験、並びに多様な出口戦略まで一貫通貫の企業と共創していく研究開発環境を形成し、そこから生み出される成果をパートナー企業と共に社会へ実装していくことを目指している。本機構は、ライフサイエンス分野に特化し、学術的発見の社会実装・創薬に結びつける共創型創薬活動を展開している。

現在、本機構では、米国ハーバード大学の OTD（Office of Technology Development）をモデルとした先進的なスタートアップ創出およびビジネス展開体制の構築を進めている。このうち、ビジネスへ繋げる部門のヘッドとして「技術開発部門長（CTDO：Chief Technology Development Officer）」を新たに設置し、その傘下に知的財産、外部企業との連携、およびスタートアップ創出の各担当を配置する組織運営を計画している。

本業務は、本機構における CTDO として相応しい、ライフサイエンス・創薬領域のビジネス開発やベンチャーキャピタルにおける高度な実務実績と専門性を有し、かつグローバルに組織を牽引・統括可能なエグゼクティブ人材の探索および獲得支援業務を、専門的なネットワークを有する外部エグゼクティブサーチ（人材紹介）事業者に委託することで、本学の創薬社会実装ミッションを達成することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日 ～ 2026 年 8 月 31 日

4. 業務の内容

受託者は、本学担当者との緊密な連携のもと、本機構の CTDO に相応しい高度専門人材（エグゼクティブ層）の獲得に向け、以下の業務を遂行するものとする。

(1) 人材要件（CTDO 要件）の共有および精緻化

本業務を効果的に実施するため、本学本機構の担当者と必要に応じて面談を実施し、本学が目指す創薬社会実装ミッションや組織モデルへの理解を深めるとともに、獲得を目指す CTDO に求める要件について情報共有を行うこと。

【CTDO に求める要件一覧】

- **学位 (Degree)**：ライフサイエンス分野の Ph.D. (博士号)、または MD (医師免許) を有すること（サイエンスに対する深い理解があること）。
- **実務経験 (Experience)**：バイオテック企業での事業開発 (BD) の実務経験、またはバイオテックベンチャーキャピタル (VC) でのハンズオン支援・投資業務経験を有すること。
- **専門知識 (Knowledge)**：技術の商業化プロセス、および知的財産 (IP) 管理に関する

る深い知見を有すること。

- **交渉実績 (Track Record)**：複雑な契約の構築や、欧米を含む多様なステークホルダーとの契約・アライアンス交渉を主導した確かな実績（トラックレコード）を有すること。
- **語学力 (Language)**：日本語および英語について、ビジネスレベル以上（欧米の現地ステークホルダーと対等以上に渡り合える卓越した交渉力）を有すること。
- **リーダーシップ (Skills)**：多様なステークホルダー（研究者、企業、投資家等）と協働し、知財・企業連携・スタートアップ創出組織を強力に牽引できるリーダーシップを有すること。

(2) エグゼクティブ人材 (CTDO 候補者) の探索および推薦

前項で定義した要件に基づき、受託者が有する専門的なネットワーク、独自のデータベース等を駆使し、要件に合致する国内外のエグゼクティブ人材の探索を行うこと。要件に完全に合致する候補者を確保した段階で、速やかに詳細な職務経歴書（レジュメ）を本機構に推薦すること。

(3) 選考プロセスおよび契約合意に向けた仲介・調整支援

推薦した候補者に係る本学での選考プロセス（本学経営陣や本機構関係者との面談等）の円滑な進行を支援すること。

- 本学との面談（複数回・オンライン可）の設定、日程調整、進捗管理を遅滞なく行うこと。
- マッチング成立および内定に際し、候補者の現年収や希望する契約形態（正職員、契約職員、業務委託等を含む柔軟な条件）等に関する必要な調整および条件すり合わせの仲介を行うこと。

(4) 契約締結に伴う事務連絡・調整

候補者との合意・マッチング成立後、本機構における CTDO の就任・業務開始に向け、就任に伴う契約手続き等に関する必要な事務連絡および調整のサポートを行うこと。

6. 業務の適正な実施に関する事項

- ①業務の遂行のために本学が提供した資料、データ等は本業務以外で使用しない。業務の実施における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ②受注者は、本契約の履行において知り得た相互の秘密及び個人情報を第三者に漏らさない。
- ③仕様書に定めのない事項は、本学と協議の上決定する。
- ④本仕様書の内容に疑義又は定めのない事項が生じた場合には、本学と協議によって解決する。